

(参考図 1)

申請から交付までの流れ 【窓口申請の場合】

①申請者の方は、窓口にて「被相続人居住用家屋等確認申請書」(以下、申請書といいます。)
及び添付書類をご提出ください。窓口にて、担当者が申請書と添付書類の内容に不備がな
いか、特例の対象となるかなどを確認します。



②窓口の確認で特に問題がなければ、担当者が申請書と添付書類を受け取り、審査及び交
付手続きを進めます。なお、「被相続人居住用家屋等確認書」(以下、確認書といいます。)
は当日中に交付することはできません。申請書を提出いただいてから確認書の交付まで 1
週間程度の日数を要しますので、ご了承ください。



③確認書の交付の準備が整いましたら、担当者から申請者の方に電話にてご連絡差し上げ
ますので、確認書の受領が可能な日時を教えてください。



④調整していた日時で窓口にお越しいただいた後、先に納付書をお渡ししますので、市役
所本館 1 階にあります滋賀銀行大津市役所出張所又は大津市役所内郵便局にて手数料の納
付をお願いします。なお、手数料は確認書 1 通につき 3 0 0 円です。



⑤納付が終わりましたら再度窓口までお越しください。窓口にて領収書を確認させていた
だき、引き換えに確認書を交付いたします。



⑥確認書を受領された後。受渡台帳の受領者欄にサインをいただき、手続きは完了となり
ます。